

【閲覧用】

令和5（2023）年第4回 飯塚市農業委員会総会 議事録				
開催年月日	令和5（2023）年4月10日（月）			
開催場所	穂波支所 4F 全員協議会室			
開会	午後2時	閉会	午後2時25分	
議事及び 議決結果	番号	件名		結果
	議案第17号	農地法第3条の許可申請について		許可 5件
	議案第18号	農地転用事業計画変更申請について		許可相当 2件
	議案第19号	農地法第4条の許可申請について		許可相当 3件
	議案第20号	農地法第5条の許可申請について		許可相当 5件
	議案第21号	農用地利用集積計画（利用権設定）について		許可 49件
	議案第22号	農業委員会の適正な事務の実施について		許可 一
	協議第3号	転用申請時の水利関係承諾書の取扱い及び対応方法について		決定 一
	報告第13号	引き続き農業経営を行っていることの証明		済 1件
	報告第14号	農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について		済 11件
	報告第15号	農地転用完了等の報告について		済 一
出席委員	農業委員	19人	農地利用 最適化推進委員	9人
欠席委員	農業委員		なし	
署名委員	10番	吉原 文明	11番	藤田 武治
事務局	局長	安武 一彦	係長	植木 功
	主任	安藤 正紘	主事補	野中 智仁
	会計年度職員	市吉 英男	会計年度職員	松隈 光明

農業委員出席状況（19名）

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	須堯 忠臣	○	11	藤田 武治	○
2	藤井 光生	○	12	嶋田 百合子	○
3	橋本 周	○	13	奥野 智明	○
4	高野 敏治	○	14	田中 一平	○
5	多田 憲昭	○	15	畠中 五恵子	○
6	新開 剛	○	16	嶋田 正志	○
7	岡松 美由紀	○	17	小山 光治	○
8	谷口 一峰	○	18	伏原 和也	○
9	水間 惣吾	○	19	原田 敏行	○
10	吉原 文明	○			

農地利用最適化推進委員出席状況（9名）

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	宮本 精一	○	16	山本 真二	—
2	幸崎 黽	○	17	大久保 敏昭	—
3	三村 保始	—	18	久井田 和則	—
4	肘井 郁秀	—	19	松尾 重治	—
5	高木 俊巳	○	20	大隈 雄二	—
6	市吉 敏浩	○	21	中野 良則	—
7	城丸 浩二	—	22	稻富 政文	—
8	池田 益男	○	23	多田 信之	—
9	末永 保	—	24	青木 卓也	—
10	矢野 正剛	—	25	伊藤 親男	—
11	河邊 敏浩	○	26	佐野 元春	—
12	星野 弘明	○	27	谷 義昭	—
13	大庭 良幸	○	28	立川 幸治	—
14	清水 政治	—	29	森田 輝巳	—
15	葛原 春美	○	30	高松 安幸	—

議案第 17 号第 1 項 農地法第 3 条の許可申請について

土地の所在地			
地目、面積			
譲受人		耕作面積	
		耕作者数	
譲渡人			
備考	贈与		
第 3 条第 2 項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	(8 番推進委員：池田委員) 地目は田となっていますが、[REDACTED] の地番の方はイノシシ、シカの被害がひどく、今は銀杏を植えています。[REDACTED] はニラ、水田を栽培されている農家で機械もそろっております。今回の申請については、疑問はないと思います。		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可		

議案第 17 号第 2 項 農地法第 3 条の許可申請について

土地の所在地			
地目、面積			
譲受人		耕作面積	
		耕作者数	
譲渡人			
備考	売買		
第 3 条第 2 項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	(11 番推進委員：河邊委員) 4 月 5 日に譲受人の [REDACTED] と面談、現地確認しております。申請地は約 35 年の間、継続して [REDACTED] が耕作してきているということでした、現在、[REDACTED] 程度の農地について耕作しており、また大型機械も保有されていることから特に問題なし。		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可		

議案第 17 号第 3 項 農地法第 3 条の許可申請について

土地の所在地			
地目、面積			
譲受人		耕作面積	
		耕作者数	
譲渡人			

	[REDACTED]
備考	売買
第3条第2項各号	非該当のため、許可要件を満たす。
補足説明	なし
地区推進委員報告	(6番推進委員：市吉委員) 3月19日に譲受人から現地で説明を受けました。譲受人は[REDACTED]の[REDACTED]として農業に従事しており、農機具等も一式所有されていることから、特に問題なし。
質疑・意見	なし
審議結果	許可

議案第17号第4項 農地法第3条の許可申請について

土地の所在地	[REDACTED]
地目、面積	[REDACTED]
譲受人	[REDACTED] 耕作面積 [REDACTED] [REDACTED] 耕作者数 [REDACTED]
譲渡人	[REDACTED]
備考	売買
第3条第2項各号	非該当のため、許可要件を満たす。
補足説明	なし
地区推進委員報告	(2番推進委員：幸崎委員) 3月18日に[REDACTED]から、家の横の[REDACTED]の畑を購入したと説明を受けました。農機具もそろっています。
質疑・意見	なし
審議結果	許可

議案第17号第5項 農地法第3条の許可申請について

土地の所在地	[REDACTED]
地目、面積	[REDACTED]
譲受人	[REDACTED] 耕作面積 [REDACTED] [REDACTED] 耕作者数 [REDACTED]
譲渡人	[REDACTED]
備考	贈与
第3条第2項各号	非該当のため、許可要件を満たす。
補足説明	なし
地区推進委員報告	(12番推進委員：星野委員) 3月23日に譲受人の[REDACTED]より電話がありまして、電話での聞き取り調査。また3月28日、現地での確認を行い、5筆のうち2筆が現在遊休農地。3筆は耕作されていることを確認いたしました。譲渡人と譲受人は親子関係で贈与に

	当たり、既に7、8年前より譲受人が主に耕作されているそうで、農機具等も完備されており、何ら問題なし。
質疑・意見	なし
審議結果	許可

議案第18号第1項 農地転用事業計画変更申請について

※議案第19号第1項にて一括審議

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
変更前の事業計画 に従った実施状況	造成完了	農地 区分	2種 (10ha未満)
当初転用者	[REDACTED] [REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
承継者	—	[REDACTED]	[REDACTED]
当初事業計画	建売住宅	[REDACTED]	[REDACTED]
変更後事業計画	特定建築条件付売買予定地	[REDACTED]	[REDACTED]
備考	令和4年9月13日付け4飯農第265号-73において許可を受けていたもの。 議案第19号第1項と関連。	[REDACTED]	[REDACTED]
造成	農地法第5条許可により整備完了。	[REDACTED]	[REDACTED]
進入口	農地法第5条許可により整備完了。	[REDACTED]	[REDACTED]
土留め	農地法第5条許可により整備完了。	[REDACTED]	[REDACTED]
被害防除	宅地購入者が設置を行うこととなる。よって、本転用時にはネットフェンス等の被害防除はなし。	[REDACTED]	[REDACTED]
雨水排水	申請地内に側溝及び溜柵を敷設し、整備された市道に設置された自由勾配側溝を経由し、西側道路側溝へ放流。	[REDACTED]	[REDACTED]
生活雑排水	各分譲地に合併浄化槽を敷設し、雨水同様の経路にて放流。	[REDACTED]	[REDACTED]
工事計画期間	令和5年5月20日から令和8年5月20日まで	[REDACTED]	[REDACTED]
水利同意	水利組合の同意あり。	[REDACTED]	[REDACTED]
第4条第2項各号	(資金)自己資金。残高証明書あり。 (信用)現在、違反転用事案なし。	[REDACTED]	[REDACTED]
補足説明	議案第19号第1項にて一括審議	[REDACTED]	[REDACTED]
地区推進委員報告		[REDACTED]	[REDACTED]
現地調査報告		[REDACTED]	[REDACTED]
質疑・意見		[REDACTED]	[REDACTED]
審議結果	許可相当	[REDACTED]	[REDACTED]

議案第18号第2項 農地転用事業計画変更申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
変更前の事業計画 に従った実施状況	造成完了	農地 区分	3種 (第一種中高層住居専用地域)
当初転用者	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]		
承継者	—		
当初事業計画	貸家住宅 2棟 191.52 m ²		
変更後事業計画	貸家住宅 1棟 97.71 m ²		
備考	令和4年11月25日付け4飯農第265号-126にて許可を受けていたもの。		
造成	現況を均す程度。		
進入口	南側市道からの進入。		
土留め	北側において、既設擁壁へ投げ掛け。 東側において、既設擁壁へ擦り付け。 西側及び南側において、市道へ擦り付け。		
被害防除	特段の施工なし。		
雨水排水	申請地内に溜柵を敷設し、南側道路側溝へ放流。		
生活雑排水	南側既設公共下水管に接続放流。		
工事計画期間	令和4年12月15日から令和5年10月31日まで		
水利同意	農区の同意あり。		
第5条第2項各号	(資金)自己資金。残高証明書あり。 (信用)現在、違反転用事案なし。		
補足説明	計画変更申請が必要となったのは、住宅建築棟数が変更となつたため。 (2棟から1棟)		
地区推進委員報告	(1番推進委員:宮本委員) 4月5日現地にて施工業者の方と打ち合わせを行いました。申請の一部が土砂災害地域に指定されていたことによる変更です。変更内容としましては、2棟から1棟となっております。事務局の説明どおり施工されれば何ら問題なし。		
現地調査報告	3月28日の執行部による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可相当		

議案第19号第1項 農地法第4条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED] [REDACTED]
-----------------	--------------------------

申請人	[REDACTED] [REDACTED]	農地区分	2種 (10ha未満)
転用目的 施設の概要	特定建築条件付売買予定地		
備考	当該申請地は、令和4年9月13日付け4飯農第265号-73において農地法第5条許可を受けており、造成工事まで完了している。		
造成	農地法第5条許可により整備完了。		
進入口	農地法第5条許可により整備完了。		
土留め	農地法第5条許可により整備完了。		
被害防除	宅地購入者が設置を行うこととなる。よって、本転用時にはネットフェンス等の被害防除はなし。		
雨水排水	申請地内に側溝及び溜柵を敷設し、整備された市道に設置された自由勾配側溝を経由し、西側道路側溝へ放流。		
生活雑排水	各分譲地に合併浄化槽を敷設し、雨水同様の経路にて放流。		
工事計画期間	令和5年5月20日から令和8年5月20日まで		
水利同意	[REDACTED] 水利組合の同意あり。		
第4条第2項各号	(資金)自己資金。残高証明書あり。 (信用)現在、違反転用事案なし。		
補足説明	議案第18号第1項と関連。		
地区推進委員報告	(15番推進委員:葛原委員) 変更前は建売住宅、変更後は特定建築条件付きの売買予定地となります。 水利組合の同意済みですので、何ら問題なし。		
現地調査報告	3月28日の執行部による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可相当		

議案第19号第2項 農地法第4条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]	農地区分	3種 (第二種住居地域)		
申請人	[REDACTED] [REDACTED]				
転用目的 施設の概要	貸駐車場				
備考	なし				
造成	最大70cm程度の盛土工。				
進入口	南側、農道より進入				
土留め	西側及び南側の進入部分を除き、コンクリートブロックを設置。 北側及び東側においては、既設ブロックへなげかけ。				

被害防除	西側及び南側の進入部分を除き、高さ 1.0m のネットフェンスを設置。
雨水排水	申請地内北側及び南側に側溝及び溜柵を設置。側溝方向へ勾配をとり集水。溜柵及び排水管を経由して西側水路へ放流。
生活雑排水	建物等の建築がないため発生しない。
工事計画期間	令和 5 年 5 月 10 日から令和 5 年 6 月 10 日まで
水利同意	■ 生産組合の同意あり。
第 4 条第 2 項各号	(資金) 自己資金。残高証明書あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。
補足説明	・南側において、駐車場造成に伴う農道法面部分の埋め立て、進入口付近のアスファルト舗装については自費施工にて行う。 (飯塚市 農業土木課と協議済み)
地区推進委員報告	(13 番推進委員：大庭委員) 3 月 11 日に申請者の ■ より現地にて説明を受けました。貸駐車場の建設を目的とした転用申請で、計画周辺は宅地、農道、排水路と接しており、隣接する農地はございません。雨水排水処理は既存の西側水路に配水する計画です。また申請地は集団農地の最北端に位置しております。農地利用の集団化、効率化について支障を及ぼすことはないと考えられます。地元生産組合への説明、また同意も得られており、計画どおり施工されれば問題なし。
現地調査報告	3 月 28 日の執行部による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

議案第 19 号第 3 項 農地法第 4 条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	■ ■		
申請人	■	農地 区分	2 種 (10ha 未満)
転用目的 施設の概要	貸駐車場		
備考	なし		
造成	最大 80 cm 程度の盛土工。		
進入口	東側、市道より進入		
土留め	北側及び東側の進入部分を除き、コンクリートブロックを設置。 西側及び南側においては、隣接地既設ブロックへなげかけ。		
被害防除	隣接する農地がないため被害防除の必要なし。		
雨水排水	申請地内東側に溜柵を二箇所設置。溜柵方向へ勾配をとり集水。排水管を経由して東側水路へ放流。		
生活雑排水	建物等の建築がないため発生しない。		
工事計画期間	令和 5 年 5 月 10 日から令和 5 年 8 月 7 日まで		

水利同意	生産組合、[REDACTED] 生産組合の同意あり。
第 4 条第 2 項各号	(資金) 自己資金。残高証明書あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。
補足説明	・東側水路について、進入口新設のため、自費施工にて床板 (W=6.0m) の設置を行い、この部分については占用となる。 (飯塚市 農業土木課へ占用許可申請済み)
地区推進委員報告	(15 番推進委員：葛原委員) [REDACTED] 生産組合および [REDACTED] 生産組合の同意済みです。
現地調査報告	3月 28 日の執行部による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

議案第 20 号第 1 項 農地法第 5 条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
権利内容	所有権		
譲受人	[REDACTED] [REDACTED]	農地 区分	2 種 (10ha 未満)
譲渡人	[REDACTED] [REDACTED]		
転用目的 施設の概要	一般住宅 1 棟 117.38 m ² カーポート 1 棟 34.20 m ² 建ぺい率 37.89%		
備考	売買		
造成	現況を均す程度。		
進入口	北西側市道からの進入。 なお、進入口部分の床板延長については、農業土木課へ占用許可申請済。		
土留め	北西側、南西側、南東側において、コンクリートブロックを新設。 北東側において、隣接地へ投げ掛け。		
被害防除	北西側、南西側、南東側において、高さ 60cm 又は 100cm のフェンスを設置。		
雨水排水	申請地内に雨水枠を敷設し、北西側水路へ放流。		
生活雑排水	申請地内に合併浄化槽を敷設し、雨水同様の経路にて放流。		
工事計画期間	令和 5 年 5 月 1 日から令和 5 年 10 月 31 日まで		
水利同意	[REDACTED] 農区の同意あり。		
第 5 条第 2 項各号	(資金) 金融機関からの融資。融資証明書あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	(5 番推進委員：高木委員) 先月譲受人の代理業者の方と現地にて計画書を見ながら説明を受けました。 この農地につきましては畑であります、現在は耕作放棄地の状況でござい		

	ます。現地で排水の件をちょっと協議いたしまして、別に問題ないということです、この計画どおりしていただければ別に問題なし。
現地調査報告	3月28日の執行部による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

議案第20号第2項 農地法第5条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]				
権利内容	使用貸借権				
借主	[REDACTED] [REDACTED]	農地 区分	3種 (第一種住居地域)		
貸主	[REDACTED] [REDACTED]				
転用目的 施設の概要	一般住宅 1棟 144.59 m ² 建ぺい率 26.49%				
備考	隣接宅地 104.78 m ² を含め、計画面積は 545.78 m ² となる。				
造成	現況を均す程度。				
進入口	南西側市道からの進入。				
土留め	特段の施工なし。				
被害防除	特段の施工なし。				
雨水排水	申請地内に雨水枠を敷設し、南東側道路側溝へ放流。				
生活雑排水	申請地内に合併浄化槽を敷設し、雨水同様の経路にて放流。				
工事計画期間	令和5年6月5日から令和5年12月31日まで				
水利同意	[REDACTED] 農区の同意あり。				
第5条第2項各号	(資金) 金融機関からの融資。融資証明書あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。				
補足説明	始末書添付あり。(車庫建築のため)				
地区推進委員報告	(2番推進委員: 幸崎委員) 3月16日に土地家屋調査士と現地で説明を受けました。農区の了解をもらった次第です。				
現地調査報告	3月28日の執行部による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。				
質疑・意見	なし				
審議結果	許可相当				

議案第20号第3項 農地法第5条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]	
権利内容	所有権	

譲受人	[REDACTED]	農地 区分	2種 (10ha未満)
譲渡人	[REDACTED]		
転用目的 施設の概要	建売住宅		
備考	売買 令和5年2月7日付け飯塚市開発指導要綱による事前審査会終了。		
造成	最大1.0m程度の盛土工。		
進入口	北側農道から申請地内に幅6.0mの道路を新設し、各区画の分譲地へはこの道路から進入。新設道路については市へ帰属。		
土留め	東側、西側及び南側にコンクリートブロックを設置。		
被害防除	東側、西側及び南側に高さ60cmのネットフェンスを設置。		
雨水排水	各区画、宅地内に雨水樹等を設置。新設道路に設置される側溝及び集水樹を経由し、北側、水路へ放流。		
生活雑排水	各分譲地には合併浄化槽が敷設されることとなっており、雨水同様の経路にて放流。		
工事計画期間	令和5年5月1日から令和6年3月31日まで		
水利同意	[REDACTED] 生産組合の同意あり。		
第5条第2項各号	(資金)自己資金。残高証明書あり。 (信用)現在、違反転用事案なし。		
補足説明	<ul style="list-style-type: none"> 転用地北側においては、農道中央から3.25mの位置まで幅員を確保するため90cm程度のセットバックを行う。セットバック部分については市へ帰属となる。 (飯塚市 土木管理課及び穂波支所経済建設課と協議済み。) 西側及び南側の水路と造成地の間については、自費施工にて張コンクリートを行う。 		
地区推進委員報告	(14番農業委員：田中委員)※地区担当推進委員が申請当事者のため2月の上旬に現地にて[REDACTED]の[REDACTED]に説明を受けました。転用目的は建売住宅となっております。本件につきましては、[REDACTED]生産組合の同意もあり、問題なし。		
現地調査報告	3月28日の執行部による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可相当		

議案第20号第4項 農地法第5条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]
権利内容	所有権

譲受人		農地区分	3種 (第一種住居地域)
譲渡人			
転用目的 施設の概要	共同住宅		
備考	<p>売買 令和5年3月17日付け飯塚市開発指導要綱による事前審査会終了。</p>		
造成	最大80cm程度の盛土工及び最大30cm程度の切土工。		
進入口	北側市道から申請地内に進入。		
土留め	<p>東側においては、L型擁壁を設置し、天端にコンクリートブロックを設置。 西側、南側、北側進入口を除く部分にコンクリートブロックを設置。</p>		
被害防除	東側、西側、南側に高さ80cmのメッシュフェンスを設置。		
雨水排水	<p>申請地内に側溝及び雨水樹等を設置。側溝に向かって勾配をとり集水する。 集水後は、雨水樹及び埋設管を経由し、北側、側溝へ放流。</p>		
生活雑排水	合併処理槽を敷設。埋設管を経由し雨水同様の経路にて放流。		
工事計画期間	令和5年6月12日から令和6年1月25日まで		
水利同意	生産組合の同意あり。		
第5条第2項各号	<p>(資金) 融資証明書あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。</p>		
補足説明	<ul style="list-style-type: none"> 北側市道においては、自費施工にてコンクリート擁壁を撤去後、自由勾配側溝の新設を行う。 (飯塚市土木管理課と協議済み。) 東側及び南側の水路と造成地の間については、自費施工にて張コンクリートを行う。 		
地区推進委員報告	<p>(13番推進委員：大庭委員) 3月15日に申請者代理人であります共同住宅施工業者の [REDACTED] より現地にて説明を受けました。共同住宅建設を目的とした転用申請で、計画地周辺は宅地、市道、農業用排水路と接しており、直接隣接する農地はございません。生活雑排水は合併処理槽を設置され、雨水処理同様に既存の敷地北西の道路排水樹に配水する計画です。この排水樹の排水先などの確認に数日を要しましたが、4月5日に最終確認が取れまして、この排水樹から道路北側への200mm程度の暗渠管を経由して道路側溝へ放流する計画です。雨水排水の流量計算も賄えているということです。また申請地は宅地等の中にある農地で、農地の利用の集団化・効率化について支障を及ぼすことはない。なお地元生産組合への説明、また了承も得られておりますので、計画どおり施工されれば転用許可については問題なし。</p>		
現地調査報告	3月28日の執行部による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可相当		

議案第 20 号第 5 項 農地法第 5 条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
権利内容	貸借権		
借主	[REDACTED]	農地区分	3 種 (第一種住居地域)
貸主	[REDACTED]		
転用目的 施設の概要	店舗（敷地内はアスファルト舗装仕上げ）		
備考	隣接する原野 [REDACTED] m ² 、雑種地 [REDACTED] m ² を含め、計画面積は [REDACTED] m ² となる。 令和 5 年 3 月 15 日付け都市計画法に基づく事前審査会終了。		
造成	最大 1.0m 程度の盛土工及び最大 40 cm 程度の切土工。		
進入口	南側市道から 8m の進入口を二箇所設置し、敷地内へ進入。		
土留め	東側、北側においては、コンクリートブロック及び L 型擁壁を設置。 西側においては、基礎一体型擁壁を設置。 南側においては、進入口部分を除きコンクリートブロックを設置。		
被害防除	東側、西側、北側及び南側の進入口部分を除き、高さ 80 cm から 1.0m のネットフェンスを設置。		
雨水排水	申請地内に側溝及び雨水枡等を設置。側溝に向かって勾配をとり集水する。 集水後は、雨水枡及び埋設管を経由し、北側及び東側水路へ放流。		
生活雑排水	申請地内に合併処理浄化槽を設置し、北側水路へ放流。		
工事計画期間	令和 5 年 6 月 15 日から令和 5 年 12 月 15 日まで		
水利同意	[REDACTED] 生産組合の同意あり。		
第 5 条第 2 項各号	(資金) 自己資金。残高証明書あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。		
補足説明	南側進入口については、側溝敷設替え及び乗入れ処理が必要となるが、自費施工で行う。 (飯塚市 土木管理課と協議済み)		
地区推進委員報告	(13 番推進委員：大庭委員) 3 月 22 日に申請者代理人の土地家屋調査士の坂本氏より現地にて説明を受けました。[REDACTED] を目的とした借地権による転用申請で、計画地周辺は市道、排水路と接しており、直接隣接する農地はございません。また生活雑排水は合併処理浄化槽を設置され、北側水路へ放流。雨水処理は北側と東側水路へ排水する計画です。申請地は宅地等の中にある農地で、農地利用の集団化・効率化について支障を及ぼすことはない。なお地元生産組合への説明、また了承も得られておりますので、計画どおり施工されるのであれば転用許可については問題なし。		
現地調査報告	3 月 28 日の執行部による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。		

質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

議案第 21 号 農用地利用集積計画（利用権設定）について

地目別 設定面積	田	159,452.00 m ²		
	畑	719.00 m ²		
	樹園地	0.00 m ²		
	採草放牧地	0.00 m ²		
	計	160,171.00 m ²		
作物別設定面積	水稻	(3年以下)	83,011.00 m ²	29 件
		(6年以下)	52,240.00 m ²	13 件
		(10年以下)	19,128.00 m ²	4 件
		計	154,379.00 m ²	46 件
	野菜	(6年以下)	554.00 m ²	1 件
		計	554.00 m ²	1 件
	その他	(3年以下)	5,238.00 m ²	2 件
		計	5,238.00 m ²	2 件
	計	(3年以下)	88,249.00 m ²	31 件
		(6年以下)	52,794.00 m ²	14 件
		(10年以下)	19,128.00 m ²	4 件
		計	160,171.00 m ²	49 件
第 18 条第 3 項各号	(要件) 該当のため、許可要件を満たす。			
補足説明	なし			
質疑・意見	なし			
審議結果	決定			

議案第 22 号 農業委員会の適正な事務の実施について

（飯塚市農業委員会の令和 5 年度の目標及びその達成に向けた活動計画の設定）

提案理由	農林水産省は国内における食料供給力の強化を図るため、新たな農地政策の「農地改革プラン」を公表。それを受け、「農業委員会の適正な事務の実施について」の経営局長通達により、農業委員会の透明性や公平性・公正性の確保、目標設定と活動計画の策定、及びそれらの点検・評価を行うよう明記されるようになりました。
	平成 28 年 4 月 1 日施行の「改正農業委員会等に関する法律」で農業委員会においては農地等の利用の最適化の推進が法定業務として明確に位置付けられ、また点検・評価及び活動計画等の策定・報告についても法定化され農業委員会の農地等の利用の最適化推進状況、その他事務の実施状況を公表し、国及び県は農業委員会に対する適切な助言・支援を行うこととされました。

本市でも、農業委員会各委員と事務局が一体となり、農地等の利用の最適化が進んでいくよう、「令和 5 年度の目標及びその達成に向けた行動計画(案)」を提案したものですございます。

補足説明	議案が可決されると、活動計画につきましては市のホームページへ掲載いたしますこととしております。
質疑・意見	なし
審議結果	決定

協議第3号 転用申請時の水利関係承諾書の取扱い及び対応方法について

提案理由	転用申請時の水利関係承諾書の取扱い及び対応方法について、全体会議にて協議の結果、以下のとおり行うこととする。
取扱い 及び 対応方法	<p>水利関係承諾書が添付されていない転用申請書の取扱いについて</p> <p>①地元水利権者の水利関係承諾書への同意は必要であり、水利関係承諾書のない申請書は、原則として飯塚市農業委員会は受け付けを行わない。 理由：地元水利権者と申請人の間で話し合いをしてもらい、周辺農地の営農及び地域生活等においてトラブルを防ぐためにも、水利関係承諾書への同意は必ず得てもらう必要がある。</p> <p>②地元水利権者との協議を整え、水利関係承諾書を添付するよう申請人に対し強く指導していく。</p> <p>③地区担当農業委員及び農地利用最適化推進委員へ事案の報告を行い、水利関係承諾書への同意に向けて、正・副会長及び地区担当各委員と事務局にて連携し、地元水利権者及び申請人との調整を図る。</p> <p>④最終的に協議が不調に終わり、水利関係承諾書への同意を得られず転用の可否が判断可能な書類添付のうえ申請書が提出された場合は、双方から提出された転用の可否が判断可能な書類をもとに当該案件の取扱いを全体会議にて協議し、その後、総会にて十分審議したうえで、その申請に対する農業委員会の意見を付して県知事へ進達することとする。</p> <p>⑤転用の可否が判断可能な書類が提出されない場合は、申請の受付を行わない。</p>
補足説明	この取扱い及び対応方法については、令和5年4月の転用申請時より適用する。
質疑・意見	<p>(議長) はい、4番高野委員。</p> <p>(4番農業委員：高野委員) ④ですね。「最終的に協議が不調に終わり、水利関係承諾書への同意を得られず、転用の可否、うんぬん」と書いてあります。双方から出された場合と書いてあります。これ地元が出しますか、果たして。同意していないのに。事務局どんなふうに考えてありますか。</p> <p>(議長) はい、事務局。</p> <p>(事務局) こちらにつきましては、申請者に対しては、水利関係承諾書を受けられない理由。もうひとつは農区・水利組合からは申請に承諾をできない理由を双方から出し</p>

ていただきて、その理由を元に全体会議及び総会で審議して頂くという内容で取り扱わせていただきたいと思っております。

(議長)

はい、4番高野委員。

(4番農業委員：高野委員)

なんか奥歯にものの詰まったような文書の回答の仕方というかですね。果たして地元が反対しているのに、そのとこ双方から出してくれと言ってから、果たして出してくれるだろうかと思って。ちょっとそのところが疑問に思うんですね。双方からという。この4番が無ければ良いと思いますけど。そりやあ、購買する側は恐らく出すと思いますね。出すというか理由書で。しかし、反対に地元側としては、反対しているから結局その、確かに事務局側として反対理由を出してくれと言われる意味は分かりますけど、地元が果たして出すだろうかと疑問に思うところがありましたから。以上です。

(議長)

他にありませんか。あの、この案件はですね、前回の3月10日の全体会議の中で一応皆さん方の了解を得ていた問題ですね。これをですね、総会にかけていつからするかということと、その規定をどこに収めるかということですね。それを今日皆さん方の意見を聞いて、こんな風にしたいということで今事務局から説明があったとおり。内容につきましては事前に全体会議で了解を得ておるということでございますので、その点を含んで質問をお願いいたします。はい、新開委員。

(16番農業委員：新開委員)

ありがとうございます。今会長がおっしゃったとおりですね。これ一回全体会議でも終わったことでもあります。高野委員が今言われています、4番の項については5番で添え書きしてある分がありますので、これはもうこのままで4番は施工されていいのかと思いますので、私はこのままでいいと思います。

(議長)

まあ、あの前の議会のこの前の3番まで大体今まで片付いて来ておるので、まあ4番以降には、そんな申請は無いとやなかろうかと。仮にあってもですね、また全体会議の中で取り扱いをどうしたらいいかということをまた審議をするということでございますから、3番までの中で片が付くんじゃなかろうかということが大体の大方の意見でございましたので、その点も汲んで皆さん方に報告したいと思います。

審議結果

決定

報告第13号第1項 引き続き農業経営を行っている旨の証明願が提出されたので報告する。

申請人(受贈者)	[REDACTED]
引き続き農業を行っている期間	令和3年3月15日から令和5年3月6日
参考事項	租税特別措置法第70条の4第1項

結果	済
----	---

報告第 14 号第 1 項 農地法第 18 条第 1 項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地	[REDACTED]		
地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和 5 年 2 月 24 日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和 5 年 2 月 24 日
結果	済		

報告第 14 号第 2 項 農地法第 18 条第 1 項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地	[REDACTED]		
地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和 5 年 2 月 17 日
備考	使用貸借設定（基盤）	引渡年月日	令和 5 年 3 月 1 日
結果	済		

報告第 14 号第 3 項 農地法第 18 条第 1 項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地	[REDACTED]		
地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和 5 年 3 月 2 日
備考	使用貸借設定（基盤）	引渡年月日	令和 5 年 3 月 2 日
結果	済		

報告第 14 号第 4 項 農地法第 18 条第 1 項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地	[REDACTED]		
地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		

貸主			
解約事由	双方合意	合意年月日	令和 5 年 3 月 7 日
備考	戦前の権利不明小作	引渡年月日	令和 5 年 3 月 7 日
結果	済		

報告第 14 号第 5 項 農地法第 18 条第 1 項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地			
地目、面積			
借主			
貸主			
解約事由	双方合意	合意年月日	令和 5 年 3 月 7 日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和 5 年 3 月 7 日
結果	済		

報告第 14 号第 6 項 農地法第 18 条第 1 項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地			
地目、面積			
借主			
貸主			
解約事由	双方合意	合意年月日	令和 5 年 3 月 8 日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和 5 年 3 月 8 日
結果	済		

報告第 14 号第 7 項 農地法第 18 条第 1 項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地			
地目、面積			
借主			
貸主			
解約事由	双方合意	合意年月日	令和 5 年 3 月 6 日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和 5 年 3 月 6 日
結果	済		

報告第 14 号第 8 項 農地法第 18 条第 1 項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地			
地目、面積			
借主			
貸主			
解約事由	双方合意	合意年月日	令和 5 年 3 月 9 日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和 5 年 3 月 9 日
結果	済		

報告第 14 号第 9 項 農地法第 18 条第 1 項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地			
地目、面積			
借主			
貸主			
解約事由	双方合意	合意年月日	令和 5 年 3 月 9 日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和 5 年 3 月 9 日
結果	済		

報告第 14 号第 10 項 農地法第 18 条第 1 項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地			
地目、面積			
借主			
貸主			
解約事由	双方合意	合意年月日	令和 5 年 3 月 13 日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和 5 年 3 月 14 日
結果	済		

報告第 14 号第 11 項 農地法第 18 条第 1 項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地			
地目、面積			
借主			
貸主			

解約事由	双方合意	合意年月日	令和5年3月15日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和5年3月15日
結果	済		

報告第15号 農地転用完了等の報告について

①前月中に

- (1) 完了予定日を迎えた転用案件
- (2) 完了確認を行った転用案件
- (3) 現況証明書を交付した転用案件

②今月中に

- (1) 完了予定日を迎える転用案件

③前月中に

- (1) 非農地証明を交付した案件

備考	なし
結果	済